

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から42年5月まで

私は、昭和40年1月に会社を退職した後、同居していた姉に勧められたこともあり、区役所の出張所で国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が同出張所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月に会社を退職した後、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする出張所は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和40年4月以前と推認できることから、加入手続を行っておきながら保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその姉は、「当時、弟（申立人）と同居しており、自分が母親代わりだったので、弟に国民年金に加入するように勧めた。」と証言している。

加えて、申立人の姉のオンライン記録によると、申立期間と同時期である昭和40年1月から同年8月までの国民年金保険料は、当初、未納とされていたが、61年に納付済みに記録訂正されていることから、申立人についても、

行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5321 (事案 1880 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年3月まで

前に行った年金記録に係る確認申立てに対する委員会の判断では、申立人は、昭和50年11月及び同年12月に36年4月から38年9月までの国民年金保険料を特例納付して、申立人の年金受給資格に必要な加入期間を満たしており、申立期間の保険料まで、特例納付したと推認することができないということで、保険料を納付していたものと認めることはできないと判断されたが、この度、47年6月に社会保険事務所(当時)から郵送された催告状が見付かり、当該催告状には、将来老齢年金を受給するために必ず納めなければならない保険料の未納額が記載されており、当該催告状を受け取った以上、当時未納とされている申立期間の保険料を納付したはずである。

私は、当該催告状は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料となるものであることから、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年前後に、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は、50年11月及び同年12月に、36年4月から38年9月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料を納付しなくても、以降60歳まで保険料を納付したとすると、その月数が申立人の年金受給資格に必要な加入月数を満たすことから、同期間の保険料についてまで特例納付したと推認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づ

く平成 21 年 3 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 47 年 6 月に、その当時居住していた市を管轄する社会保険事務所から郵送された催告状が見付かり、当該催告状には、将来老齢年金を受給するために、必ず納めなければならない国民年金保険料の未納額が記載されており、申立期間の保険料を納付していたことを示すものであると主張している。確かに、申立人の所持する催告状の送付日及び記載された不足保険料の納付期限は、第 1 回特例納付制度の実施期間内で、申立期間の保険料を特例納付により納付することが可能な期間であり、将来老齢年金の受給権を得るためには必ず納めなければならない旨及び納付すべき保険料額が記載された当該催告状を受け取っていることから、申立期間後の 45 年 4 月以降当該催告状を受け取った時期を通じて、国民年金加入期間の保険料を全て納付している申立人が、当該未納額の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、当該催告状の「未納額」欄に記載された国民年金保険料額は、1 万 4,400 円であり、第 1 回特例納付では、1 か月当たりの保険料額は 450 円だったことから、これは昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの 32 か月分の保険料を納付したと考えるのが相当である。

3 一方、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 42 年 7 月までの期間について、上記 2 のとおり、申立期間 51 か月のうち、32 か月の国民年金保険料は、見付かった催告状に基づき納付したと考えられ、当該催告状により残りの 19 か月となる 41 年 1 月から 42 年 7 月までの保険料まで納付したとは考えることはできず、同期間の保険料を納付したことを示す新たな資料とは認められない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年12月まで

私は、国民年金の任意加入手続については20年前のことなので詳しく憶^{おぼ}えていないが、60歳に到達した平成3年*月頃、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたことを憶^{おぼ}えている。申立期間の保険料については、毎月、納付書により市役所の支所で納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20年も前のことなので、任意加入手続については詳しく憶^{おぼ}えていないと供述しているが、申立期間を含む平成2年分から4年分までの確定申告書の控えを保管しており、該当年の同申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の記載が確認でき、計上された金額は3年1月から同年12月までの保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、納付書により市役所の支所で納付していたと主張しているところ、同支所は当時存在し、納付書により毎月納付することが可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金制度創設時に加入して以降、国民年金保険料をほとんど納付しており、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められることから、申立人が60歳に到達した時点で、任意加入手続を行い、納付書が送られてきたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 6 月から同年 8 月まで
④ 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、大学を卒業した昭和 49 年 4 月頃、親の強い勧めもあり、国民年金の加入手続を区役所で行ったと思う。その際発行されたオレンジ色の年金手帳は紛失してしまい、現在は青色の年金手帳を所持している。

申立期間①の国民年金保険料については、私が区役所で納付書により納付していたと思う。申立期間②の保険料については、結婚を控え忙しく、納付していなかったため、私が後からまとめて納付した。申立期間③の保険料については、領収書においても当該期間の 3 か月が「×」で消されており、担当者にも納付不要と言われたため、既に納付済みであったのではないかと思う。申立期間④の保険料については、私は夫の転勤で海外に行っていたため、実家の母親が納付していたはずである。

申立期間①から④までの国民年金保険料額や申立期間①を除く納付場所の記憶は定かではないものの、加入手続後においては、納付可能な保険料について全て納付したという記憶なので、申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③及び④が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は昭和 54 年 9 月 4 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが確認でき、加入手続時期も、任意加入の場

合、加入を申し出た日が資格取得日とされていることから、同時期と考えるのが自然である。当該加入手続を行った際、申立期間②は、同年6月の結婚より前の強制加入期間であるため、加入手続時点で遡って被保険者資格を取得し、国民年金保険料を過年度納付することが可能であったことに加え、申立人が所持している領収書及び市の被保険者名簿においても、申立期間②直後の同年4月、同年5月及び同年9月から55年3月までの期間の保険料を54年9月に一括納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料を結婚後にまとめて納付したとする申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和54年9月当時、申立人が居住していた市においては、市役所の窓口で過年度納付書を備え付けてあり、過年度納付が可能な期間について過年度納付書を即時に交付することが可能であったことが確認できる上、申立人は、加入手続後においては、国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意欲が高かったと認められることから、申立期間②の保険料について、未納のままにしていたとは考えにくい。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和49年4月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、前述のとおり申立人の国民年金の加入手続時期は、任意加入した54年9月であり、その手続場所も国民年金手帳記号番号の4桁の記号から結婚に伴い転居した市と認められ、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるか、又は昭和54年9月に任意加入した時点では、時効により過年度納付することができないため、当時、実施されていた第3回特例納付によるほかない。しかし、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人は、加入手続及び保険料額等の具体的な記憶が曖昧で、保険料の納付状況が不明であり、特例納付の主張も無いなど、申立期間①の保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立期間③について、申立人は、昭和54年9月に発行された「昭和54年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書」を所持しており、同証書において、申立期間③に当たる昭和54年6月から同年8月までの期間が手書きで消され、保険料の納付対象から除外されているように見えることをもって、当該期間の保険料を納付済みではないかと主張している。しかし、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前述のとおり、結婚後の同年9月であり、同年6月に厚生年金保険の被保険者であった夫と結婚した申立人は、申立期間③においては国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の場合、加入を申し出た日が被保険者資格の取得日とな

り、結婚後の任意加入期間となる申立期間③については、遡って被保険者資格を取得することも、保険料を納付することもできない。これに加え、申立人自身の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間③は未加入とされ、任意加入した時期も同年9月と一致していることから、申立期間③については、未加入で保険料を納付することができない期間であり、前述の保険料納付通知書兼領収証書において、保険料の納付を要しない期間とされたものと考えられる。

加えて、申立期間④について、申立人は昭和59年6月からその夫の転勤のため海外に転出したとしており、実家にいた申立人の母親が国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立期間④当時に居住していた市の被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人は同年同月13日に被保険者資格を喪失していることが認められ、申立期間④当時に適用されていた国民年金法の規定では、在外邦人は国民年金の適用除外とされ、国民年金に加入することができなかったことから、申立人は、申立期間④においては、国民年金に加入しておらず、その母親が当該期間の保険料を納付することもできなかったと考えられる。

その上、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていたので、年金事務所で確認したところ、申立期間の保険料は、既に還付されているとの回答があった。

私は、昭和 54 年 1 月から同年 3 月頃までの間に、国民年金保険料の還付を受けた記憶があるが、還付されたのは、50 年 7 月から申立期間直前の 51 年 12 月までの厚生年金保険の被保険者期間と重複している期間の保険料だけで、申立期間の保険料が含まれているとは思っていなかった。

申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間ではないことから、国民年金保険料が還付される理由が無いので、保険料の納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が還付され、申立期間が国民年金の未加入期間とされているが、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間ではないことから、保険料が還付される理由が無いので、保険料の納付済み期間として認めてほしいと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は、i) 厚生年金保険に加入した昭和 50 年 7 月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失、ii) 申立期間当初の 52 年 1 月に再び国民年金の強制加入被保険者資格を取得、iii) 同年 4 月に国民年金の任意加入被保険者へ種別変更している旨の記載があり、これらの記載は、その手帳に押されている A 市のス

タンプから、申立人が結婚した同年4月から54年3月まで居住していたとするA市において記入されたものと推認される。

一方、申立人が結婚するまで居住していたとするB区を所管する社会保険事務所(当時)からA市を所管する社会保険事務所に、昭和53年9月に移管されたことが確認できる申立人の特殊台帳には、申立人が、50年7月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失した旨の記載はあるものの、52年1月に国民年金の強制加入被保険者資格を取得した旨の記載が無い上、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている年月とは異なる53年1月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載があることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと推認される。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間を含む昭和50年7月から52年12月までの国民年金保険料が還付された旨の記載があるが、上記のとおり、その当時、申立期間は国民年金の被保険者期間であったものと考えられ、当該期間の保険料を還付すべき事由が見当たらないことを勘案すると、当該期間は、保険料が納付されていたにもかかわらず、誤って還付手続が行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間及び6年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から5年3月まで
② 平成5年6月から同年9月まで
③ 平成6年1月から同年5月まで

私は、平成3年頃は学生であったので、実家の母親が私の将来を考えて、区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃、実家の母親が、区役所の出張所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているところ、その母親が申立期間当時居住していた区の区役所の出張所では、納付書による保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の両親の住所及び父親の収入に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められない上、申立期間①、②及び③は、それぞれ6か月、4か月及び5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 12 月頃に、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと母親から聞いていた。国民年金保険料については、母親が両親の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 12 月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は同年同月に発行されていることが確認でき、その時点で、申立期間直前の納付済みとなっている 42 年 10 月から 43 年 6 月までの保険料は時効により納付することができないにもかかわらず、申立人の国民年金手帳からは当該期間の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間についても時効にかかる期間も含めて過年度納付が可能であった事情がうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「昭和 49 年に娘（申立人）が結婚するまでは、未納が無いように親子 3 人分の保険料を納付していた。」と証言している上、その両親は、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで、保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、任意加入している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に結婚してからしばらくした頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続を行った際に、区役所の窓口の職員から未納保険料を遡って納付できると聞いたので、納付が可能な年月分まで遡り分割して納付することとし、後日、自宅に送付されてきた納付書により銀行や郵便局で全て納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は、昭和 62 年 5 月に結婚してしばらくした頃、国民年金の加入手続を行い、納付が可能な年月分まで遡り分割して納付書により全て納付したと主張しているところ、同年 12 月に、社会保険事務所（当時）から過年度納付の納付書が発行されていることが確認できることから、申立人は遅くとも同年同月に加入手続を行ったものと推認でき、その時点において時効前で納付が可能な 60 年 10 月から 3 か月分の過年度保険料が納付済みとなっていることがオンライン記録より確認できることから、その主張は基本的に信用できる。

また、申立期間①について、その前後の期間の国民年金保険料は、いずれも過年度納付により納付済みとなっており、前述した過年度納付の納付書が発行された昭和 62 年 12 月当時、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立期間②の国民年金保険料月額、申立期間②直後の納付済みとなっている期間の保険料月額よりも安価であることから、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金加入手続を行った後の国民年金保険料は全て納付済みとなっており、前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②はそれぞれ3か月及び9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月まで

私の夫は、時期は不明であるが、市役所で私の国民年金の加入手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、昭和 50 年 12 月頃に、私の夫が市役所に行き、私たち夫婦の保険料の未納期間について相談した際、担当窓口の職員から、「今なら遡って保険料を納付できます。」と説明され、それぞれ未納となっていた期間の納付書を作成してもらった後、金融機関で夫婦二人分を一緒に遡って納付した。申立期間の保険料について、一緒に納付した夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立人の国民年金の加入手続きを行ってしばらくした昭和 50 年 12 月頃に、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、夫が保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付が実施されていた時期であり、申立人の国民年金被保険者台帳から申立期間に係る特例納付の納付書が発行されていたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間は、平成 4 年 8 月に記録訂正が行われるまでは全て国民年金の強制加入期間であったことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人の夫は、当時、その夫が夫婦二人の未納期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、夫婦の所持する領収書より、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から 43 年 3 月までの夫の保険料及び申立期間後である 45 年 1 月から同年 3 月までの夫婦の保険料が第 2 回特例

納付により納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料が特例納付によって納付されていたとしても不自然ではない。

さらに、申立人の夫が納付したとする国民年金保険料額は、第2回特例納付により納付済みとされている夫婦二人分の保険料及び申立期間の保険料を合算した金額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成元年12月

私は昭和61年3月に大学院を卒業したが、国民年金に未加入であったため、これを心配した父親の勧めがあり、母親が平成3年4月頃、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が加入手続を行った際、区役所の職員から、被保険者資格を取得した昭和61年4月までは遡れないが、平成元年1月までは遡って保険料を納付することができる旨の説明を受け、納付しなくてはならない保険料の内訳を計算したメモも書いてもらった。詳しいことは不明だが、このメモに従って同年同月から3年5月までの保険料を納付したことを、母親の死後に父親から聞いた。

今回記録を確認して、平成元年4月及び同年12月の国民年金保険料が未納になっていることに気付いた。母親は、きちんとした性格の人であり、納付できる保険料は全て納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成3年4月頃、母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金保険料の納付開始日、元年1月から同年3月までの保険料の納付日などから、申立人の加入手続時期は3年4月頃と推認されること、並びに申立人は、申立人の母親が、区役所で職員から、加入手続を行い遡って保険料を納付することができる期間の説明を受けた際、渡されたとするメモを所持しており、そのメモには区役所の保険年金課国民年金係のゴム

印も押され、記載された保険料額も実際の保険料額と一致していることから、
信憑性^{びよう}がある。

また、オンライン記録から、申立期間の前後の平成元年1月から同年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間及び2年1月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、同年4月から4年2月までの間に過年度納付されていることが確認でき、当該期間の前後を通じて、申立人の住所及びその父親の職業に変更は無く、生活状況の変化は認められないなど、申立期間の保険料の納付が困難であったと考えられる特段の事情も見当たらないことから、過年度納付が可能な期間の途中である申立期間①及び②の保険料のみを未納のままにしておいたとは考えにくい。

さらに、申立人及びその弟の国民年金保険料を納付したとしている申立人の母親は、国民年金に任意加入してから65歳まで保険料を全て納付していることに加え、加入手続を行った区の国民年金被保険者収滞納一覧表から、平成3年度から6年度まで、申立人とその弟の保険料納付日は全て同一であることが確認できることから、申立人の母親が両名の保険料を納付していたことがうかがえ、申立人の母親は保険料の納付意欲が高かったことが認められる。

加えて、申立人は、申立期間後においては、国民年金保険料を21年以上にわたり継続して納付し、そのうち16年間については前納を行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から48年8月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和45年頃に、私の両親に勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私又は私の父親が、区役所又は出張所で納付していた。48年9月に結婚してからは、私の元夫が、私の国民年金の任意加入手続を行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付してくれていた。申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その元夫が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所及びその元夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその元夫は、申立期間②当時、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付できるだけの十分な資力があつたものと推認できる上、申立期間②は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和45年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人又はその父

親が納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①当時の国民年金手帳及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 51 年 12 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び48年7月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年7月から49年2月まで

私は、昭和47年1月に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その当時は、叔父が経営する工場に、住み込みで働いていたので、その工場に来ていた集金人に、私又は叔父が、未納が無いように国民年金保険料を納付していた。

今回、国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和48年5月、同年6月及び49年3月の納付記録が見付かったとの回答があった。

申立期間①及び②についても、国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その叔父が経営する工場に来ていた集金人に、申立人又はその叔父が、未納が無いように国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の2回目の国民年金の加入手続が行われたのは、同年6月頃であると推認され、その時点では、申立期間①は、保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間①直後の同年4月から48年6月までの保険料は納付済みとされていることから、未納が無いように保険料を納付していたとする申立人が、3か月と短期間である申立期間①の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその叔父は、自身が

経営する工場で申立人が働いていた間は、その叔父が、工場に来ていた集金人に、申立人及びその叔父の二人分の保険料を納付していたと証言している上、その叔父の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人の特殊台帳では、申立期間②直前の昭和 48 年 5 月及び同年 6 月の保険料と申立期間②直後の 49 年 3 月の保険料は、いずれも納付済みとされているにもかかわらず、それらの期間の納付記録は、平成 22 年 8 月に納付済みに訂正されるまでは未納とされていたことが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から同年9月まで

時期は定かではないが、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれており、結婚後は、私が保険料を納付してきた。

私の母親は、妹の分と合わせて、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、私だけ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の保険料は、申立期間を除き、全て納付済みとされている上、その母親と一緒に納付していたとする申立人の妹の保険料は、20歳から全て納付済みであるなど、保険料を納付してくれていたとするその母親は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は、過年度納付により納付済みとされている上、申立人の特殊台帳の昭和46年度の摘要欄に当該年度の保険料の納付書が発行されたことが確認できることから、保険料の納付意識が高かったその母親が、6か月と短期間である申立期間の保険料も納付していたとしても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から43年7月まで

私は、昭和44年頃、自宅に来た区役所の職員から国民年金の加入を勧められたことを契機に国民年金の加入手続を行った。46年12月頃に転居した際、自宅に来た国民年金保険料の集金人から、「今なら20歳のときまで納付していなかった月の保険料を遡って納付できますよ。」と教えてもらい、後日、自宅に送付されてきた納付書により、金融機関で2、3回に分割して遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月頃、転居した区において国民年金保険料の集金人から、20歳のときまで納付していなかった月の保険料を遡って納付することができることを教えてもらい、後日、自宅に送付されてきた納付書により申立期間の保険料を2、3回に分割して金融機関で遡って納付したと主張しているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた時期である上、申立期間は強制加入期間であったことから、保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を実際に第1回特例納付により納付した場合の金額と一致している上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は当時実在しており、当該金融機関において特例納付により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、本来、特例納付は、国民年金保険料が未納となっている期間のう

ち、先に経過した月の分から保険料を納付するものとされているところ、申立期間直後の期間の保険料は第1回特例納付により納付済みとなっていることから、申立期間の保険料が納付されていないとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和52年11月に結婚する際に、母親から私の年金手帳を渡され、私が20歳のときからの国民年金保険料は、全て納付してある旨を聞いた記憶があるので、私が20歳になった46年頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、20歳になった昭和46年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、オンライン記録によると、40年12月に国民年金に任意加入して以降、60歳になるまで保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されており、その時点では、申立期間②は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、申立人の特殊台帳によると、申立期間②直前の期間は、過年度納付されていることから、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立人の保険料を遡って納付しようとしていたことがうかがえ、その母親が、12か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和46年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月は、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な第2回特例納付の実施期間中であるが、申立人の主張では当該期間の保険料をどのように納付したのかが明らかでないこと、及び申立人の特殊台帳には申立期間①の保険料が特例納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことなどを勘案すると、申立期間①の保険料が特例納付により納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年3月まで

私が20歳になった昭和40年*月に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していたと思う。

私が父親からもらった国民年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が昭和40年*月となっているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間について、申立人は、父親が市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳には、当該期間の保険料の過年度納付書が発行された形跡が認められることから、申立人の父親が当該期間の同納付書の発行を依頼し、同納付書により保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和43年頃と推認できることから、その時点において、申立期間のうち、42年4月から43年3月までの保険料は納付することが可能であった。

2 一方、申立期間のうち、昭和40年9月から42年3月までの期間について、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に、国民年金の被保険者資格取得日が40年*月*日と記載されていることから、この時期に国民年金の加入手続きを行い、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張して

いるが、行政側の事務処理では、国民年金の被保険者資格取得年月日は、加入手続を行った時期にかかわらず、強制加入すべき時期まで遡及するものであることから、加入手続時期及び保険料納付の開始時期を特定するものではない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、上述のとおり、昭和43年と推認でき、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられ、申立期間を通じて同一市内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

さらに、申立人が昭和40年9月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年1月までの期間及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から47年1月まで
② 昭和49年3月

私は、昭和52年10月に結婚する際に、母親から私の年金手帳を渡され、私が20歳のときからの国民年金保険料は、全て納付してある旨を聞いたので、私が20歳になった46年頃に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和46年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、オンライン記録によると、41年に国民年金に加入して以降、60歳になるまで保険料の未納は無く、46年からは付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月に払い出されていることが確認でき、この時期は、第2回特例納付の実施期間中であり、その時点において、申立期間①は、国民年金の強制加入期間であったことが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立期間①は、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間①直後の昭和47年2月から同年6月までの国民年金保険料が、第2回特例納付により納付されていることが、申立人の特殊台帳によ

り確認できることから、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立人の保険料を遡って納付しようとしていたことがうかがえる上、制度上、特例納付は、先に経過した未納とされている月の保険料から順次行うこととされていることから、12 か月と短期間である申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 9 月の時点では、申立期間②は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、47 年 7 月から申立期間②直前の 49 年 2 月までの保険料が過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、1 か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年度のうち3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和50年4月から54年11月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、区役所の年金課で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付時期は分からないが、私が集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和36年度について申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は41年11月に払い出されているものの、申立人のものと思われる別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認でき、当該別の同手帳記号番号に係る特殊台帳によると、35年12月に国民年金の被保険者資格を任意で取得している上、昭和36年度に3か月の納付記録があることが確認できる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和36年度の3か月以外の期間について、申立人は、国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である上、上述のとおり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、同手帳記号番号に係る特殊台帳では、当該期間の保険料は未納となっており、当該期間の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の納付時期及び

納付金額の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、昭和 36 年度の 3 か月以外の期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年度のうち 3 か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年9月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和24年7月1日から27年9月1日までの期間について、申立人のB社（現在は、I社）の事業主は、申立人が24年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和24年7月から26年7月までは4,000円、同年8月から27年8月までは8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和27年9月1日から32年7月21日までの期間について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は27年9月1日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が32年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、昭和27年9月から30年9月までは8,000円、同年10月から32年6月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

- ② 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
- ③ 昭和 23 年 6 月 30 日から 24 年 7 月 1 日まで
- ④ 昭和 24 年 7 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで
- ⑤ 昭和 27 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 21 日まで

私は、勤労働員学徒で、昭和 18 年 9 月 1 日に D 地区にあった A 社に勤務した後、学校を卒業した後の 19 年 4 月 1 日に正社員として同社に入社し、E 業務を担当して、20 年 8 月末まで勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。また、終戦後は F 地区に戻り、21 年 4 月 1 日に G 社に入社したが、私の被保険者記録は 22 年 4 月 1 日からとなっており、入社時期と厚生年金保険の加入が 1 年間違っている。その後も 32 年 7 月 21 日まで継続して G 社と同社の同系列の事業所であった H 社、B 社及び C 社に在籍しながら J 業務に関係する仕事を行っていたが、私の被保険者記録は、23 年 6 月 30 日までであり、その後の記録が無いのはおかしいので、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間における詳細な記憶及び申立人と同様に勤労働員学徒として A 社に勤務し、学校卒業後に申立人と同期入社した、寮でも同室であったとする同僚の証言により、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は A 社において、E 業務を行っていたと述べているところ、上記の同僚は、「申立人は K 校（現在は、L 大学）を卒業しており、E 業務を担当していたと思う。私とは配属先は異なっていたが、当時、学卒の者は私と申立人の二人だけであり、雇用形態や待遇は同じであった。」と供述している。また、当該同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、当該期間において申立人と同年代の複数の者が被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の申立人と同期入社した同僚の当該期間の標準報酬月額から 70 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、役員の所在も不明であり確認

できない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 10 月から 20 年 8 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人の詳細な記憶及び I 社の回答により、申立人が当該期間において B 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 24 年 7 月 1 日、資格喪失日は 27 年 9 月 1 日）が確認できる。

さらに、申立人は、当該期間当時、自身と同姓同名の同僚はいなかったと述べている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、B 社の事業主は申立人が昭和 24 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、27 年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、24 年 7 月から 26 年 7 月までは 4,000 円、同年 8 月から 27 年 8 月までは 8,000 円とすることが必要である。

申立期間⑤について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言により、申立人が当該期間において C 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と姓及び生年月日が一致しているが名前の漢字が一文字相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 27 年 7 月 1 日、資格喪失日は 32 年 7 月 21 日）が確認できる。

さらに、申立人は当該期間当時、C 社には自身と同姓及び同年齢の従業員はいなかったと述べており、これらのことから、上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の C 社における厚生年金保険の被保険者の資格の取得日については、申立人の B 社における被保険者喪失日と同日の昭和 27 年 9 月 1 日と認められ、かつ、事業主は、申立人が 32 年 7 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、27年9月から30年9月までは8,000円、同年10月から32年6月までは9,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人の学歴、業務内容等から判断すると、申立人は、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、同法の被保険者ではなかったものと認められる。

申立期間②について、申立人はA社を退職後、J業務を行っているG社又はH社に就職した経緯及び入社時期を詳細に記憶していることから、当該期間に在籍していたことは推認できる。

しかし、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、G社の事業主は既に亡くなっており、当時の役員も不明であり、上記被保険者名簿に名前のある同僚についても死亡又は連絡先が不明で、これらの者から供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は当該期間において、H社に勤務していたと述べている。

しかし、当時、H社の事業主は、同社のほかにG社及び同社と類似する名称の会社を複数社経営し、B社の理事でもあったことが確認できることから、申立人の厚生年金保険の記録から、H社においてJ業務を行っていた従業員であっても、別の事業所の被保険者となっているなど、実際に就業していた事業所と在籍していた事業所が一致していない傾向がうかがえ、申立人が当該期間において、いずれの事業所の従業員であったかを特定することができない。

また、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和23年6月30日に被保険者資格を喪失しており同日以降の記録は確認できない。

さらに、H社の事業主及び役員は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することはできず、当該期間において同社に係る上記被保険者名簿に名前があり連絡先が確認できた同僚に対して照会を行ったが、回答は無く、申立てに係るグループ会社における厚生年金保険の取扱いを確認することができなかった。

加えて、申立人からグループ会社であったとして名称の挙がった事業所及び同一事業主となっている事業所について、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社（現在は、C社）の事業主は、申立人が昭和38年9月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年2月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和38年9月から39年6月までは1万4,000円、同年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年1月までは2万円とすることが妥当である。

申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和40年2月6日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が42年3月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和40年2月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から41年9月までは2万4,000円、同年10月から42年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月23日から40年2月6日まで
② 昭和40年2月6日から42年3月26日まで

申立期間①について、私は、A社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料も給料から控除されていたと思うので、この期間について調査をしてほしい。

申立期間②について、B社の従業員として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料も給料から控除されていたと思うので、この期間について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の回答及び同社から提出された採用時の資料から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和38年9月23日、資格喪失日は40年2月6日）が確認できる。

さらに、申立人は、当時、生年月日を上記の被保険者名簿に記録されている日付であると思っていた旨の供述をしており、これはA社の人事記録上の生年月日と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は申立人が昭和38年9月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年2月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和38年9月から39年6月までは1万4,000円、同年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から40年1月までは2万円とすることが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人の勤務内容に係る具体的な供述等から判断すると、申立人が、B社に勤務していたことが認められる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で、生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和40年2月1日、資格喪失日は42年3月26日）が確認できる。

さらに、申立人は、当時、B社には自身のほかに同姓同名の従業員はいなかった旨の供述をしており、これらのことから上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、申立人のA社における被保険者喪失日と同日の昭和40年2月6日と認められ、かつ、事業主は申立人が42年3月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年2月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から41年9月までは2万4,000円、同年10月から42年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月29日から52年1月1日まで

私は、昭和49年2月1日から51年12月31日までA社に継続して勤務していた。退社時に会社から受け取った厚生年金保険被保険者証交付通知書でも、加入期間が49年2月1日から51年12月31日までの35か月となっている。しかし、同社における勤務期間の厚生年金保険の加入記録は、同年12月29日から52年1月1日までの記録が欠落しており、加入月数が34か月となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持するA社発行の厚生年金保険被保険者証交付通知書には、申立人の厚生年金保険の加入月数が35か月と記載されている。

さらに、上記の通知書には、加入期間として昭和49年2月1日から51年12月31日までと記載されており、加入期間の終期がオンライン記録における資格喪失日より後の日付となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料等が保管されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年12月31日までの期間について、当該期間に係る脱退手当金の支給記録は有効なものとは認められないことから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和21年3月7日から23年12月1日までの期間について、A社（現在は、D社）の事業主は、申立人が同社所有の船舶Bにおいて21年3月7日に船員保険被保険者資格を取得し、23年5月21日に同資格を喪失した旨及び同社所有の船舶Cにおいて同年5月21日に同資格を取得した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間について申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年3月は80円、同年4月から22年11月までは480円、同年12月から23年11月までは2,400円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年12月31日まで
② 昭和21年1月7日から23年12月1日まで

昭和20年4月1日から21年12月31日までの船員保険被保険者期間について、23年3月23日に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無いので、当該期間が船員保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

また、私は、昭和21年1月7日にA社に入社したが、23年12月1日までの期間が船員保険の被保険者期間となっていないので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和21年3月7日から23年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は、A社所有の船舶Bにおけ

る被保険者記録が無く、同社所有の船舶Cにおいては同年12月1日資格取得となっている。

しかし、A社の人事記録から、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する船員手帳から、申立人が昭和21年3月7日から23年5月21日までの期間は船舶Bに、同日から24年6月1日までの期間は船舶Cに乗船していたことが確認できる上、船員手帳の船員保険関係のページにおいて、A社に係る船員保険の資格取得日が21年3月7日、資格喪失日が24年2月28日と記載されており、同社の社名印及び角印が押されていることが確認できる。

一方、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿及び船舶Cに係る船員保険被保険者名簿について、年金事務所は「当該両被保険者名簿は昭和23年12月に書換えが行われたと思われる。」と回答しているが、船舶Bの被保険者名簿では昭和21年1月1日の、船舶Cの被保険者名簿では20年7月22日のそれぞれの資格取得者の後、資格取得日及び資格喪失日の記載の無い者が続き、その後、23年12月1日の資格取得者が記載されており、これらのことから、当時、当該両被保険者名簿が通常の仕事処理において作成されたものとは考え難い。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿及び船舶Cに係る船員保険被保険者名簿には、ページの欠落が散見されるところ、年金事務所は、「当該両名簿には、欠落してしまった部分が無いとは言い切れない。」と回答している。

さらに、船舶Cに係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和23年12月1日と記載されているものの、申立人の船員保険被保険者臺帳（旧台帳）には資格取得日の記載が無い上、当該被保険者名簿の備考欄及び旧台帳の標準報酬月額の変更欄に、資格取得日より前の日付である同年6月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、船舶B及び船舶Cの被保険者に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは考え難く、A社は、申立人が同社所有の船舶Bにおいて昭和21年3月7日に船員保険被保険者資格を取得し、23年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を、同社所有の船舶Cにおいて同年5月21日に同資格を取得した旨の届出を、それぞれ、社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者臺帳（旧台帳）、事業所の人事記録及び申立人と同時期に入社した同僚の記録から、昭和21年3月は80円、同年4月から22年11月までは480円、同年12月から23年11月までは2,400円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和21年1月7日から同年3月7日までの期間に

については、A社の人事記録から、申立人が20年12月にE校を卒業し21年1月7日に同社に入社したことが確認できる。

しかし、申立人は、「入社して間もなく、係船中の船舶Fに見習船員として配属された。」と述べているところ、A社の人事記録には申立人が船舶Fに乗船していた旨の記載は無く、D社は「稼動していない船舶に係る船員保険の加入状況は不明である。」と回答している。

また、申立人が所持している船員手帳の船員保険関係のページにおいて当該期間に申立人が船員保険被保険者であったとする記載は無い。

さらに、E校における申立人の同窓生で申立人とほぼ同時期にA社に入社し船舶Fに配属されたと記憶する同僚の中には、申立人と同様に当該期間に船員保険の被保険者となっていない者が見受けられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、船員保険被保険者臺帳（旧台帳）では昭和20年4月1日から21年12月31日まで申立人が船員保険の被保険者であったが、23年3月23日に脱退手当金が支給された旨の記載がある。

しかしながら、前述のとおり、脱退手当金が支給されたとする昭和23年3月23日は、申立人は船員保険の被保険者期間であったと認められることから、旧船員保険法第49条の規定に鑑み、申立期間①に係る脱退手当金の支給は違法であり、受給の有無にかかわらず、その支給記録を取り消すことが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間において A 社に勤務し C 部に所属していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の役員、A 社における複数の同僚及び申立人が同社の退職後に設立した D 社の同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 38 年 2 月 1 日から同年 5 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び当該期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は C 部に正社員として勤務しており、正社員は全員入社時から厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、当該期間において申立人と同じ C 部に正社員として勤務していた同僚 8 名については、全員厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、複数の同僚から聴取した当該期間における正社員の人数と A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数がおおむね一致していることから、正社員は全員厚生年金保険に加入していたものと

認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の入社時期近くに資格を取得した同僚の A 社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 2 月から同年 5 月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 7 月 1 日までの期間については、申立人の A 社における在籍期間を確認できる人事記録等は無く、申立人が同社の退職後に設立した D 社における複数の同僚の証言から、当該期間においては申立人が既に A 社を退職しており D 社の起業に従事した時期であったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

私は、A社の平成16年7月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されているものの、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成16年7月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、39万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったため厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

私は、A社の平成16年7月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されているものの、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成16年7月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、44万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったため厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日

私は、A社の平成16年7月20日支給の賞与から、厚生年金保険料を控除されているものの、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成16年7月20日に支給された賞与に係る台帳記録から、申立人は、42万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続を誤ったため厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入記録によると、私のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和48年8月31日となっているが、私は、同社を同年8月31日に退職したので、被保険者資格喪失日は、同年9月1日のはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、昭和48年9月1日にA社における被保険者資格を喪失している者が申立人を除き3名確認できるところ、当該3名の雇用保険における離職日は同年8月31日となっており、申立人の雇用保険における離職日と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその近接した期間において資格を喪失している者の資格喪失日は、ほとんどが月初日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格喪失届により、A社が、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和48年8月31日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和19年10月から20年1月までは120円、同年2月から同年7月までは140円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで
夫は、昭和19年10月1日から20年8月31日までA社B工場に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和19年10月1日に被保険者の資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人が後に再就職した事業所の社会保険事務担当者から、「人事記録の職歴欄に、申立人が昭和19年9月からC県Dで勤務したとの記載がある。」との供述がある上、申立人の妻は、「夫は、私と結婚する以前にC県にあった会社で働いていたとの話を聞いている。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、昭和19年10月から20年1月までは120円、同年2月から同年7月までは140円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和25年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月を130円、同年4月から同年11月までを240円、同年12月から22年5月までを270円、同年6月から23年7月までを600円、同年8月から24年4月までを5,700円、同年5月から25年10月までを8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から25年11月1日まで

夫は、昭和19年6月1日から25年10月31日までA社C部に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。夫は、同社の希望退職募集に応じて同年10月31日に退職したが、申立期間は同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持するA社の辞令に、昭和25年10月31日付けで依願解雇する旨が記載されており、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録においては、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和21年2月1日となっている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、オンライン記録の資格喪失日である昭和21年2月1日以降の24年5月1

日付けで標準報酬月額が変更された記録が記載されている上、資格喪失日の記載が無いことが確認でき、事業主が申立人の資格喪失日を 21 年 2 月 1 日と届け出たとは考え難い。

また、上記の被保険者台帳の備考欄には、「名簿不備につき整備不能台帳」と記載されており、これについて、日本年金機構の D 事務センターは、「資格喪失日が不明な点について、被保険者名簿等に基づく確認作業を行ったが、確認できなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和 25 年 11 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の申立期間に係る記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月を 130 円、同年 4 月から同年 11 月までを 240 円、同年 12 月から 22 年 5 月までを 270 円、同年 6 月から 23 年 7 月までを 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までを 5,700 円、同年 5 月から 25 年 10 月までを 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで
途中で名称が変わったが、私は、申立期間の前後を含めてA社（現在は、C社）に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和42年9月30日となっている。

しかし、C社から提出された社員台帳の記録から、申立人はA社に継続して勤務（昭和42年10月1日に同社B支店から同社本店に異動）していたことが認められる。

また、企業年金連合会が管理しているD厚生年金基金における申立人の加入記録は、昭和42年10月1日に資格喪失し、同日に資格取得となっていることが確認できる。

さらに、上記の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式でなかったとする事実も認められない。

加えて、雇用保険の被保険者記録ではA社B支店での離職日が昭和42年9月30日となっており、厚生年金基金の記録と符合している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和42年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和62年5月29日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月29日から同年6月1日まで

私は、昭和62年3月25日にB社（現在は、C社）に入社し、平成3年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。ねんきん定期便では、昭和62年6月1日からA社の被保険者となっているが、その前の同年5月29日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務（昭和62年5月29日に、B社からA社に異動）していたことが認められる。

一方、オンライン記録から、A社は、昭和62年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和62年6月1日）より前の同年5月30日付けで、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出に係る社会保険事務所（当時）の決裁印があることから、同社の適用申請に係る届出及び申立人に係る被保険者資格の取得届は、同日より前に提出されていたことが確認できるところ、同社は、

申立期間において既に法人格を有しており、当該届出が提出された時点で適用要件を満たしていることは容易に確認できる状況であったと考えられ、適用日を同年6月1日とすべき特段の理由は見当たらない。

また、A社及びB社を管轄する年金事務所は、「申立人が昭和62年5月29日にB社で資格を喪失した届出及び同年6月1日にA社で資格を取得した届出は、一緒に受け付けられたと思う。」と回答している。

さらに、上述のとおり、申立人がA社において昭和62年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出は、上記の被保険者原票から同年5月30日以前に提出されていることが確認できるが、このことについて年金事務所は、「資格取得日より前の日付での受付印（決裁印）は不自然である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、B社の資格喪失日と同日の昭和62年5月29日であると認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和62年6月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた平成4年11月から6年9月までの標準報酬月額が減額されており、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初50万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年10月1日より後の同年11月25日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が20万円に減額訂正の処理がされていることが確認できるが、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚及び取締役が「社会保険関係の決定者は社長で、申立人はB職担当の取締役であり、社会保険業務には一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から49年5月まで

私は、夫から将来のことを考え国民年金に加入した方がいいと勧められ、昭和41年3月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金手帳の交付を受けたかどうかは記憶していないが、大切な物を保管していた箱に柿色の手帳があったことは記憶している。

国民年金保険料については、私がA町役場で納付すると、白っぽい紙の右側に印刷されていた縦3つの円のところに領収印を押してくれた記憶がある。納付時期等の具体的なことを思い出せないが、申立期間当初、1回の保険料額は300円ぐらいだったことは憶えている。

私が国民年金に加入したのは、別のB町に転居した昭和49年6月からとされているが、転居前に住んでいたA町で既に参加し、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未参加で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月頃、A町役場で国民年金に加入したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、国民年金手帳の交付を受けたかの記憶は定かではなく、柿色の手帳を大切に保管していた記憶があると述べているものの、手帳の記載内容についての記憶が無く、その手帳が国民年金手帳であったとまではうかがえないなど、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、A町役場で納付の都度、白っぽい用紙に印刷されていた縦3か所の円に領収印を押してもらっていたと述べている。しかし、申立人が述べるような領収印を押す方法は、

むしろB町で採られていた方法に近いことが、申立人が所持しているB町の国民年金保険料領収証書の書式から認められることに加え、申立人が申立期間当時、居住していたA町では、申立期間のうち、昭和45年6月までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼り付け、これに検認印を押す方法が採られており、次いで同年7月からは、町役場が国民年金手帳を預かった上で、納付書により納付する方法が採られていることから、申立人の主張をもって、A町で保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者だったことにより、その妻である申立人は、国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の場合、加入を申し出た日が国民年金の被保険者資格の取得日とされ、遡って被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできないことから、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要がある。しかし、申立人が申立期間当時居住していたA町で、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の手帳記号番号は、昭和49年6月に転居したB町で払い出されていることが確認できる上、申立人が主張するように、同年同月より前から転居前のA町で既に国民年金に加入し、保険料を納付してきたのであれば、転居後のB町において新たに手帳記号番号が払い出されること自体が考えにくく、申立人は、申立期間において、国民年金に加入しておらず、保険料も納付することできなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成2年8月まで

私は、昭和61年7月に会社を退職した際、会社の事務担当者から社会保険についての手続を指導されたことから、新庁舎に移転直前であった、居住していた地域の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書と現金を私の母親に渡し、母親が、毎月市役所の窓口又は自宅近くの郵便局で納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月に会社を退職した際、新庁舎に移転直前の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った後、自宅に送られてきた納付書と現金をその母親に渡し、母親が、毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた地域の市役所は、平成*年*月に移転して新庁舎となっていることが確認でき、申立期間当時に移転した事実は無いことから申立内容と一致しない上、申立期間の保険料を納付していたとする母親は納付についての記憶が定かではないことから、当時の国民年金の加入手続時期や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると平成5年11月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は50か月であり、同一の行政機関が長期間にわたり記録

管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5340

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月

私は、平成7年9月に厚生年金保険の適用事業所を退職して実家のある町に転居し、国民年金への切替手続を行った際、町役場の職員から申立期間の国民年金保険料を納付していない旨を告げられたことから、遡って納付を行った。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、納付場所や納付金額などの具体的な納付の記憶は曖昧であるとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳の記載及びオンライン記録から、申立期間は未加入期間であることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する平成7年9月の時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの期間、同年5月から51年5月までの期間及び53年1月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から50年3月まで
② 昭和50年5月から51年5月まで
③ 昭和53年1月から56年3月まで
④ 昭和56年4月
⑤ 昭和56年5月から60年2月まで

私は、具体的なことについては分からないが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

昭和55年11月に結婚した際、将来のことを考え、夫と相談して、市役所で結婚に関わる手続きと併せて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間④について、社会保険事務所(当時)の記録では、昭和56年4月28日に国民年金に加入し、3日後の同年5月1日に脱退した後、再び、60年3月29日に国民年金に加入したようになっているが、私は、国民年金への加入や脱退の手続きを繰り返した記憶は無い。

申立期間①、②、③及び⑤の期間が未加入とされ、申立期間④の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまで国民年金保険料を納付し、結婚後においては、申立人が自ら国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人は、最初の国民年金への加入手

続及び結婚前の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまで保険料を納付していたとするその母親に聴取したものの、具体的な証言を得られなかったことに加え、結婚後の国民年金への加入手続及び保険料の納付についても、申立人は、結婚直後に、加入手続を行い、保険料を納付していたと述べるにとどまるなど、結婚後の国民年金への加入手続及び保険料の納付について、その場所や納付方法等の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、前述したとおり、申立期間①の始期にその母親が国民年金の加入手続を行い、昭和 55 年 11 月の結婚の際にも、自ら加入手続を行ったとしている。しかし、申立人が初めて加入手続を行ったのは、申立人が所持する年金手帳、国民年金手帳記号番号払出簿の検索結果及びオンライン記録の記載から、56 年 4 月と推認されるとともに、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることから、その夫と一緒に加入手続を行ったものと認められ、申立内容と一致しない上、結婚前に既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのであれば、結婚後に新たな手帳記号番号が払い出されること自体が考えにくい。

さらに、結婚以降においては、申立人の夫が共済組合の組合員であったことから、当時、申立人の国民年金への加入は任意であり、任意加入の場合には、加入を申し出た日に被保険者資格を取得することとされているため、制度上、遡って被保険者資格を取得することも国民年金保険料を納付することもできず、申立人が、これらの期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されるほかない。しかし、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③について、申立人は国民年金に未加入で保険料も納付することができなかったと考えるのが自然である。

2 申立人は、申立期間④及び⑤について、この期間の国民年金の加入履歴及び国民年金保険料の納付記録が、昭和 56 年 4 月 28 日に任意加入、3 日後の同年 5 月 1 日に資格喪失したとされ、保険料も同年 4 月は未納、それ以後は未加入とされていることに関し、記録にあるように加入したり脱退した記憶は無いと主張している。しかし、申立人自身が所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれも国民年金被保険者の資格取得日と喪失日は一致していること、及び申立人が申立期間④及び⑤当時居住していた市では、任意加入被保険者について、保険料の未納が続いたとしても職権で資格を喪失させることは無かったとしていることなどから、申立人が自ら当該資格喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間④において、加入手続を行いながら、国民年金保険料を

全く納付しなかったとされていることについては、申立人はその夫と共に国民年金の加入手続を行ったものの、その当時、申立人の夫は、共済組合の組合員であるため、申立人は国民年金への加入が任意であり、申立人が国民年金へ加入する義務が無いことが判明したため、保険料を納付すること無く、昭和56年5月1日付けで資格喪失の手続を行ったと考えれば、必ずしも不自然とは言えない。

さらに、申立期間④及び⑤について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関し、申立人の夫からも聴取したものの、当該期間の保険料を納付していたとの心証を得るまでには至らなかった。

以上のことから、申立期間④の国民年金保険料は未納であり、資格喪失手続後から昭和60年3月に再び国民年金に任意加入するまでの申立期間⑤については、申立人は国民年金に未加入で保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月、48 年 2 月から同年 3 月までの期間、49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月
② 昭和 48 年 2 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 55 年頃から 60 年頃までの時期に、市役所の年金担当職員から、このままでは将来年金を受給できなくなるから、一括で国民年金保険料を納付した方が良いと勧められたことから、過去の未納期間の保険料を市の集金人又は市役所で一括して納付した。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年頃から 60 年頃までの時期に、居住していた市の市役所の年金担当職員から、このままでは将来年金を受給できなくなるため、一括で国民年金保険料を納付した方が良いと勧められたことから、申立期間①、②、③及び④の保険料を一括して納付したと主張しているが、納付したとする時期のうち、一部の期間については、申立期間の保険料を遡って納付することが可能な第 3 回特例納付が実施されていた期間もあるものの、申立内容からは保険料を納付したとする時期が特定できない上、申立人が納付したとする保険料額は、第 3 回特例納付等により申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違していることから、申立期間の保険料を特例納付等により納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したとする時期のうち、第 3 回特例納付実施期間終了後から昭和 60 年頃までは、

申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができない時期である上、申立人は、国民年金の加入手続以降、同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、②、③及び④について、申立人は市の集金人又は市役所で国民年金保険料を遡って一括して納付したと主張しているが、市の集金人及び市役所では、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 4 月まで

私は、昭和 58 年 6 月に会社を退職する際に、退職後の諸手続について説明を受けたので、時期は忘れたが、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

私は、未納が無いようにずっと国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月に会社を退職する際に、退職後の諸手続について説明を受けたので、時期は忘れたが、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人は、同年 1 月に、国民年金の被保険者資格を喪失した後、再び国民年金の被保険者資格を取得したのは 59 年 5 月であることが、申立人が所持する年金手帳及び申立人の被保険者名簿により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年12月まで

私は、会社を退職した平成元年8月頃に、現在所持している年金手帳を持参して、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

その後は、自宅に郵送されてきた納付書を使用して、毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成元年8月頃に、現在所持している年金手帳を持参して、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、その当時に申立人が国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載が無いことから、その当時、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考えにくい。

また、申立人は、昭和62年1月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、再び国民年金の被保険者資格を取得したのは、平成5年2月であることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年8月まで

私は、仕事を辞めたのを契機に、昭和59年3月頃に、区役所出張所で、国民年金の加入手続を行い、同出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月頃に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年7月に、その当時申立人が居住していた市において払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、区役所出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和61年4月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、申立人は、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 62 年 9 月までの期間、平成 4 年 4 月から 5 年 10 月までの期間及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から 62 年 9 月まで
② 平成 4 年 4 月から 5 年 10 月まで
③ 平成 5 年 11 月

申立期間①について、私が昭和 59 年 3 月に就職した会社は、厚生年金保険の適用事業所であったにもかかわらず、私を厚生年金保険に加入させなかったため、その会社が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。私は、その会社から交付された給与明細で、保険料が控除されていたことを憶えている。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、平成 11 年 8 月から 12 年 6 月までの間に、私が遡ってまとめて数十万円を金融機関で納付した。

申立期間①及び②が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間③については、私は厚生年金保険に加入していたので、国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 59 年 3 月に就職した会社が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないこと、及び申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする会社から申立人の加入手続等について証言を得ることができないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を平成11年8月から12年6月までの間に遡ってまとめて納付したと主張しているが、その時点では、時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料として納付したとする金額が数十万であったとの主張では、申立期間②及び③の保険料を納付したと推認することは困難である。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 55 年 8 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、昭和 54 年に会社を退職した後、町役場から国民年金保険料の納付を案内する通知が 2、3 回届いたので、その都度、1 万円ぐらいの保険料を町役場で納付した。その際、窓口には職員が帳簿のようなものに印を押していたことを記憶している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、会社を退職した後、町役場から国民年金保険料の納付書が 2、3 回届き、町役場で保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間①及び②当時、申立人と同居していたその両親から証言を得ることはできないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②当時、年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、父親の転勤のため転居した昭和 47 年 4 月頃、区役所で転居の手続、失業保険を受給するための手続等と一緒に、国民年金の加入手続も行ったと思う。

国民年金の加入手続後、国民年金保険料の納付について、場所等は憶^{おぼ}えていないが、納付書で1か月又は2か月ごとに納付していたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているものの、その後の国民年金保険料については、納付場所、方法等を憶^{おぼ}えていないと述べているなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和 54 年 1 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、オンライン記録同様、申立人が所持する年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日である 52 年 6 月 21 日と記載されており、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した形跡はうかがえない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記

号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5349

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に大学を卒業したことを契機に、自ら区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。保険料については、定期的に区役所の窓口で納付していた。自ら加入手続を行った後、3 年間も保険料を未納にすることはあり得ず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月に大学を卒業したことを契機に同年 4 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと主張している。しかし、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失時期などから、62 年 2 月又は同年 3 月と推認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人が国民年金に加入したと推認される昭和 62 年 2 月又は同年 3 月の時点では、申立期間のうち、60 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付することが可能である。しかし、同年 6 月に、申立人が当時居住していた区が作成した国民年金被保険者収滞納一覧表では、同区が 61 年 4 月から 62 年 3 月までの現年度納付用の納付書を発行したことは確認できるものの、当該一覧表には、申立人は、当該期間の保険料を現年度納付した記録は残されておらず、申立人自身も保険料を遡って納付した記憶は無く、遡って納付したとの主張も無いことから、申立人が 60 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料を納付していたと考えることは困難である。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保

険料については、推認される国民年金の加入手続時期である 62 年 2 月又は同年 3 月の時点では、時効により納付することができず、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要がある。しかし、申立人が大学を卒業したとする直後の 59 年 4 月頃に国民年金への加入手続を行い、その際に払い出された手帳記号番号により継続して保険料を納付し続けていたとすれば、同一市内に居住していた申立人に重複して 62 年に現在の手帳記号番号が払い出されることは考えにくい。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたその母親からも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせるまでの証言を得られなかった上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年8月までの期間、同年12月から57年3月までの期間及び平成13年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から56年8月まで
② 昭和56年12月から57年3月まで
③ 平成13年4月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②当時、会社を退職した都度、年金手帳を持参して、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私がコンビニエンスストア、区役所等で納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、区役所に年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、申立期間①及び②について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金の被保険者資格は、平成9年6月に当該期間まで遡って取得していることがオンライン記録により確認でき、その時点まで申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間のため、国民年金保険料を納付することができなかった期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間③の記録管理が適切に行われていなかったとは

考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をコンビニエンスストア、区役所等で納付したと主張しているが、保険料をコンビニエンスストアで納付することが可能となった時期は、平成 16 年度以降であり、申立内容と一致しない。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

時期については定かではないが、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。父親から年金手帳を渡された記憶はあるが、結婚後も両親と同居していたため、いつ頃、年金手帳を渡されたのかについては不明である。

国民年金保険料については、当初、父親が納付してくれており、駅の近くに市民センターができてからは、自分で納付するようになったが、その正確な時期については分からない。

年金手帳にも申立期間の記録があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、市民センターの開設後においては、自ら納付するようになったが、それまでは、父親が納付してくれたと述べている。しかし、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとするその父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の被保険者資格の取得届の受付日として、昭和 50 年 12 月 16 日と記載されていることから、この日に申立人の国民年金の加入手続きが行われたと考えられる。その時点で、申立期間の過半については、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一住所に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いこと、申立人は、所持する年金手帳は1冊のみと述べており、その年金手帳は、49年11月から使用が開始されているものであることから、同年同月より前に申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間を含む期間が被保険者期間として明記されていることをもって、申立期間について国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、年金手帳に記載された被保険者資格の取得及び喪失の記録は、厚生年金保険などの被用者年金制度に加入しておらず、国民年金に加入すべき期間などが記載されるものであり、被保険者が実際にその時期に国民年金の加入や喪失の手続を行ったこと及び保険料の納付の有無を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月、同年 5 月、59 年 1 月、同年 2 月及び平成 2 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 59 年 1 月及び同年 2 月
③ 平成 2 年 12 月

私は、時期は定かではないが、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。平成 2 年 12 月頃に、区役所で保険料の未納があると聞き、その分の保険料を納付した。

私は、未納分を含めて、全ての国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 12 月頃に、区役所で当時未納となっていた国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①及び②は、その時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の国民年金の加入年月日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和 59 年 11 月頃に行われていると推認されるが、オンライン記録によると、56 年 4 月、同年 5 月、59 年 1 月及び同年 2 月の国民年金被保険者資格が平成 2 年 4 月に追加処理されていることが確認できることから、それまで申立期間①及び②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。ちなみに、同年同月時点においても、時効により、保険料の納付義務が消滅している。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、平成 8 年 2 月に、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更日が、3 年 1 月 1 日から 2 年 12 月 30 日に訂正されていることから、8 年 2 月までは、申立期

間③は第3号被保険者資格のままであり、申立人が述べる2年12月には当該期間の国民年金保険料を納付することができない上、8年2月時点においても、時効により当該期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 8 月まで

私は、昭和 48 年 7 月に会社を退職した際に、父親から、私が 20 歳のときに、父親が私の国民年金の加入手続を行い、その後、父親が私の国民年金保険料を納付してきた旨を聞いたことを憶えている。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のときに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳の誕生日前に、A 区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うが、国民年金保険料は納付していなかった。その後、B 区に転居してしばらくしてから、今まで納付していなかった申立期間の保険料を納付するように請求書が届いたため、私が、区役所で申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の誕生日前に、A 区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 53 年 4 月又は同年 5 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月以降に B 区で払い出されており、A 区において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、B 区に転居してしばらくしてから、今まで納付していなかった申立期間の国民年金保険料を納付するように請求書が届いたため、区役所で申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないこと、ii) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したのは一度だけであるとしていること、iii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 53 年 4 月又は同年 5 月頃の時点において、保険料を遡っ

て納付することが可能であった 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料が納付済みとされていることから、申立人が遡ってまとめて納付したのは、当該期間の保険料であると考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

昭和45年10月頃に、母親が、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、主に母親が、金融機関又は市役所の支所で納付していたが、私自身が、納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月頃に、その母親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和52年7月又は同年8月に行われたものと推認でき、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、申立人の弟と連番で同年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、主にその母親が、金融機関又は市役所の支所で納付し、申立人自身が、納付したこともあると主張しているが、申立期間の保険料を主に納付していたとするその母親は、既に他界しており、申立人も、保険料の納付時期についての記憶が定かではなく、納付したとする金額も申立期間当時の保険料額と大きく乖離して

いることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5356

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 52 年 2 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月、父親が国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。現在所持している年金手帳はその際発行されたものかは定かではない。

申立期間の国民年金保険料については、納付書により郵便局で自ら納付していたが、金額及び納付頻度等についての具体的な記憶は無い。結婚後も当該申立期間の領収書を保管してあったが、後に処分してしまった。結婚後においては付加保険料も納付しており、加入手続を行ってから保険料を未納にしたことは無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年*月、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自ら納付を始めたと述べている。しかし、申立人とその母親は、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、親子の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、52 年 3 月 24 日であると認められ、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親及び同居する申立人の母親は、加入手続についての具体的な記憶が曖昧であることに加え、国民年金保険料を納付したとする申立人自身も、申立期間の保険料について、納付書により郵便局で納付したとしているものの、納付時期、納付金額、納付頻度の具体的な記憶が無いなど、記憶が曖昧であることから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、昭和 52 年 3 月頃と推認される国民年金の加入手続時点では、時効により申立期間の国民年金保険料の一部を納付することができず、申立人も遡って保険料を納付した憶えは無いと述べていることから、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。しかし、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことに加え、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの期間及び59年3月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和59年3月から63年12月まで

私の国民年金について、時期ははっきりしないが、役所から通知を受け取った母親が、それまで未納であった国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。その際納付した保険料額について、母親は具体的に記憶しておらず、まとまった金額としか憶^{おぼ}えていない。私は平成5年4月に結婚した際、役所でそれまでの国民年金の記録を調べてもらい、職員から「未納は無い。」と言われ、安心していただけにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が役所からの通知を受け取り、申立人の申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを聞いたと述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母親は、通知が届いたので保険料をまとめて納付したという記憶はあるものの、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付時期についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日などから、平成3年2月と推認され、オンライン記録では元年1月から2年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できることから、加入手続時点で遡って納付可能な当該期間の保険料を過年度納付したことが認め

られる。この過年度納付した保険料額の合計は、11万9,100円であり、申立人の母親が申立期間の保険料として遡って納付したとする額について10万円超20万円未満と述べていることと符合する。これに加え、申立期間①及び②の保険料を実際に納付するために必要な額は、合計45万7,120円であり、申立人の母親が主張する額と大きく乖離^{かい}することからみても、申立人の母親は、3年2月と推認される申立人の国民年金の加入手続時点で、遡って納付することが可能な元年1月からの保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成3年2月の時点では、時効により納付することができないことから、申立期間①及び②の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号が払い出される必要がある。しかし、5年4月に結婚するまで同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5358 (事案 4587 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 57 年 9 月まで

私は、成人後、昭和 60 年 3 月まで大学生又は大学院生であったため、自分で国民年金に加入できなかったが、平成 8 年に亡くなった父親から「20 歳になったときから国民年金に加入し、保険料を払っている。」としばしば聞かされていた。父親が亡くなった今となっては、どこで加入手続きをしたのか、どのように国民年金保険料を納付したのかなど、具体的なことは分からない。父親が保管していた年金手帳には、私の国民年金被保険者の資格取得日が昭和 57 年 10 月 14 日となっており、生前の父親の話と相違しており、申立期間の記録が欠落している。

私の父親が生前言ったことが真実だと思うので、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいけないことから申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

その後、私の弟から、私の国民年金について、父親が弟にも話をしていたと聞いたので、弟の証言を新たな情報として再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立人が 20 歳となった昭和 47 年*月頃に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張していた。この主張については、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明であること、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳において、申立人は、学生であった 57 年 10 月に任意加入していることが確認でき、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当初の申立てでは申立人の弟が申立人の国民年金については何も知らないと思っていたことから、その弟には証言等を求めなかったが、当委員会の決定を伝えた際に、弟から申立期間の状況等について新たな証言が得られたとして、その証言を新たな情報として再申立てを行ったとしている。申立人の弟が当委員会に提出した書面、並びに当委員会が申立人及びその弟に対して行った聞き取りによれば、その弟の証言は、①申立人が 20 歳になったとき、その父親が申立人に対して、国民年金保険料を負担するので国民年金に加入してはどうかと勧め、申立人がそれに応じていたこと、②弟自身も 20 歳になったとき、その父親から同じことを勧められたが断ったこと、③父親が、長く学生であった申立人について、その将来が心配だが国民年金には加入させてあと 2、3 回聞いたことを記憶しているというものである。

本事案については、申立人が昭和 57 年 10 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、その際に払い出された国民年金手帳記号番号によって同年同月以降の国民年金保険料が納付されていることから、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付するためには、当初の判断で述べているように、申立人に別の手帳記号番号が払い出される必要がある。

しかし、申立人の弟の証言からは、その父親が申立人及びその弟を、共に 20 歳の時点で国民年金に加入させようとした意思があったこと、長く学生であった申立人の将来を案じていたことはいかかであるものの、例えば、年金手帳の存在やその父親が納付したとする国民年金保険料額等についての具体的言及は無く、当証言をもって、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことを相当程度うかがわせるまでの心証を得るまでには至らず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月頃から 19 年 12 月頃まで

私は、昭和 17 年 1 月頃から 19 年 12 月頃まで、A 市にあった B 社と C 社で D 職として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。

社会保険がある会社で働いていた記憶があり、社会保険料も控除されていたと思う。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は同社において昭和 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 10 日まで勤務していたことが確認できるが、この期間は、労働者年金保険制度が同年 1 月に施行されたものの保険料徴収が開始（17 年 6 月）される前の期間である。

また、申立人が記憶していた同僚は、厚生年金保険被保険者台帳から、B 社において労働者年金保険（昭和 19 年 10 月からは厚生年金保険）に加入していたことが確認できるが、連絡先が不明であり、申立人の厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができなかった。

さらに、B 社について、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できないことから、当時の事業主及び役員も不明であり、事情を聴取することはできなかった。

C 社について、同社が申立人の記憶している所在地にあったことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるが、当該被保険者名簿には申立人の名前は確認できない上、当時の被保険者は、連絡先が不明であるため申立人の在籍及び保険料控除についての証言を得ることができなかった。

また、C社について、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できないことから当時の事業主及び役員も不明であり、事情を聴取することはできなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から同年9月1日まで
② 昭和25年11月1日から26年12月1日まで
③ 昭和26年12月1日から27年2月1日まで

私は、昭和21年9月から28年9月までの期間、A社（同社は、昭和26年5月1日に、B社に承継）の管轄内の複数の事業所において、C業務に従事していた。当該期間は、各事業所の建設所を異動する度、新規雇用され、各工事期間のみの雇用契約を繰り返す常用雇用であった。

ところが、厚生年金保険の記録では、当該期間のうち、申立期間①のA社D事業所及び申立期間②の同社E事業所において勤務していた期間が被保険者期間となっておらず、また、申立期間③の同社F事業所については、同社E事業所での勤務終了後、すぐに勤務を開始しているが、被保険者資格を取得したのが昭和27年2月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が自身と同様の雇用形態及び勤務内容と供述する複数の同僚についても、オンライン記録において、A社D事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、申立人は、A社D事業所の従業員数は20名程度だったと供述するところ、同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間の被保険者数は8名であり、その中には、申立人が上司だった

たと供述する正社員の名前は確認できるが、申立人及び前述の同僚の名前は無く、健康保険の番号に欠番は無い。

申立期間②について、同僚の証言から、当該期間において申立人がA社E事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する正社員として名前を挙げた複数の者は、いずれも名前は確認できるが、申立人及び申立人自身と同様の雇用形態及び勤務内容と供述する複数の同僚については、名前が無いほか、オンライン記録において、他の事業所を含め当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

これらのことから、申立期間①及び②について、A社においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、当該期間にA社F事業所に勤務していたと述べている。

しかし、申立人がA社E事業所から同社F事業所に一緒に異動した者として名前を挙げた同僚は、連絡先が不明であり、申立人の勤務期間について、具体的な証言を得ることができないほか、B社は、申立人の在籍記録は無いと回答しており、申立人の勤務期間について確認できない。

また、A社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る被保険者資格の取得日は昭和27年2月1日と記載されており、当該記載内容に不自然な点は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致している。

申立期間①から③までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月5日から同年7月1日まで
船員手帳の記録によると、昭和24年3月5日から25年8月8日まで、B氏が所有する船舶Aに乗船していた記録となっているが、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていない。乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が申立期間にB氏が所有する船舶Aに乗船し勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間について、申立人は、B氏及び船長であるC氏と共に船舶Aに乗船したと述べているところ、船員保険被保険者記録から、B氏及びC氏は、申立人と同日の昭和24年7月1日に資格を取得しており、申立期間においては船員保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人は、上記以外の同僚の氏名を記憶していない上、B氏及びC氏は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人、B氏及びC氏に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、昭和24年7月1日の船員保険被保険者の資格取得の記録は、D社の被保険者としての記載がされていることが確認できるが、同社及びその後継事業所であると考えられるE社は既に現存していないことから事業主に照会することができないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、日本年金機構F事務センターによると、D社は複数の船主及び船舶を統制するために国家総動員法及び戦時海運管理令等に基づいて設立さ

れたいわゆる半官半民の組織であるとの回答であった。

このほかに、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月頃 から 34 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 1 日 から 39 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 31 日 から 42 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月頃 から 43 年 9 月まで、A 社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間の記録が欠落している。入社時期は正確には分からないが、勤務していたことに間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 33 年 7 月頃 から A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、当時に厚生年金保険被保険者資格を取得していた複数の被保険者に入社日を照会し、同資格の取得日と比較したところ、入社日から 1 か月ないし 9 か月後に同資格を取得しているなど、複数の者が入社日と同資格の取得日が一致していないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、39 年 5 月 1 日に再度、同資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間において A 社

に継続して勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

さらに、同僚の一人は、「私は、昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで勤務していた。申立人は、当時、欠勤が多かったと記憶している。」と供述している。

申立期間③について、申立人は、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和 40 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、42 年 2 月 1 日に再度、同資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

さらに、同僚の一人は、「私は、昭和 37 年 1 月から 52 年 5 月まで勤務していた。私の在籍期間中に、申立人は、一旦退職して、再度入社したことを記憶している。」と供述している。

加えて、A社は、「当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 25 日から 32 年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和 31 年 7 月 25 日から 32 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたが、採用当初の 31 年 7 月 25 日から 32 年 4 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが判明したので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と一緒にA社に住み込みで同じ部署において勤務していた同僚は、「私は、中学校を卒業後すぐにA社に入社した。昭和 29 年頃だと思う。申立人は私より後に入社した。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 31 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、A社で社会保険を担当していた同僚が、自らの事務を引き継いだとする後任者は同社に昭和 31 年 4 月頃に入社した旨を述べているが、当該後任者の厚生年金保険の資格取得日は 32 年 1 月 1 日であり、入社と同時に被保険者資格を取得していなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により資格取得時期を見ると、申立期間より 2 年前の昭和 29 年 7 月 5 日に 4 名、30 年 4 月 15 日に 6 名、同年 8 月 1 日に 3 名、31 年 6 月 20 日に 7 名、同年 9 月 1 日に 8 名、32 年 4 月 1 日に申立人を含め 9 名の者が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では従業員を一定期間まとめて厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 4 月 1 日に A 社に入社後、同社 B 部に 50 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると、資格喪失日が同年 8 月 31 日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から、申立人の同社における離職日は昭和 50 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された厚生年金基金中脱記録照会回答票において、申立人の厚生年金基金加入員の資格喪失年月日は昭和 50 年 8 月 31 日と記録されているほか、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は同年 8 月 31 日と記録されていることが確認できる。

さらに、A 社は、「申立期間当時、月末付けを指定する退職の申出があった場合には、当該月の最終営業日を退職日として取り扱う慣行があった。昭和 50 年 8 月 31 日は休業日に該当するため、申立人の退職日を同年 8 月 30 日として処理した。」旨の回答をしている。

加えて、A 社は、「申立人の退職日は昭和 50 年 8 月 30 日であるので、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月頃から35年9月頃まで
② 昭和39年6月頃から40年3月頃まで

母は、A社B工場にパートとして勤務し、次にC社D工場でも同様にパートとして勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者になっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の長男が記憶している同僚の証言から、期間は特定できないものの、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立人の勤務時間及び厚生年金保険料の控除があったかについては、よく分からない。」と証言している。

また、A社B工場は平成元年に閉鎖しており、事業を引き継いでいる同社E工場は、保管している同社B工場の退職者カード及び厚生年金保険原簿を確認したが、申立人の名前は無いと回答している。

さらに、A社は「A社B工場においては、ほとんどのパートは3直勤務体制で4時間勤務であった。1日の労働時間が短い者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

申立期間②について、申立人の長男は、母はC社D工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社から提出された申立期間②当時の「厚生年金保険被保険者資格取得・喪失の記録」に申立人の名前は無い。

また、C社D工場において申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取

得している複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の長男は、申立期間②当時の同僚について、記憶していないため、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月頃から 38 年 9 月 15 日まで

私は、中学校を卒業した昭和 32 年 4 月頃から 39 年 6 月まで A 社に勤務していた。一緒に入社した同僚は 35 年から厚生年金保険に加入していると聞いているにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日が 38 年 9 月 15 日となっているので、確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が昭和 32 年 3 月から A 社に継続して勤務していたことは認められる。

また、申立人が「昭和 35 年から厚生年金保険に加入していると聞いている。」とする同僚は、35 年 4 月 2 日に A 社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人が同期入社で A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和 35 年 2 月 1 日以降も継続して勤務していたと記憶している複数の同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿には氏名が見当たらない。

また、申立人よりも先に A 社に入社した同僚は、申立人よりも後に被保険者資格を取得していることが確認でき、その同僚は、「私は、見習だと思っていたので、A 社で厚生年金保険に加入していない期間があってもおかしいとは思っていない。」と述べている。

さらに、A 社での資格取得時に申立人に払い出された厚生年金保険記号番号は、その前後の被保険者の記録から、昭和 38 年 9 月に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、標準報酬月額が受け取っていた給与額と相違していることが分かった。

私が、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が本来の報酬額と相違しており、現在所持している給料支払明細書及び源泉徴収票等で確認できるので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人から提出のあったA社の昭和 44 年 2 月、同年 5 月及び同年 6 月の給料明細書からは、標準報酬月額より高額報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致している。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致し

ており、遡って標準報酬月額の見直しが行われた形跡も無い。

申立期間②について、申立人から提出のあったB社の昭和47年8月、同年9月及び同年10月の給料支払明細書からは、標準報酬月額より高額な報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料支払明細書における保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の見直しが行われた形跡も無い。

さらに、申立人が所持している昭和47年10月25日付け標準報酬月額の随時改正通知書により、当該期間の直後に標準報酬月額が改正された旨、申立人に通知されたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年4月2日まで

私は、昭和35年10月1日にA社に入社し、45年9月30日まで勤務していたが、35年10月1日から37年4月2日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。退職した時にちょうど10年間勤務したことを記憶しており、35年10月1日から同社に勤務したことは間違い無いので、同日から37年4月2日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和37年4月2日より前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人が同じD職であったと記憶している同僚2名のうち、1名は既に死亡していることから当時の状況を聴取することができず、もう1名の同僚からは、昭和34年又は35年にA社に就職し、申立人と一緒に勤務していたとの証言が得られたが、当該同僚2名も申立人と同様に37年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の被保険者記録は無い。

また、証言が得られた上記の同僚は、記憶が曖昧ではあるがA社に勤務中に、国民健康保険から健康保険組合に切り替わったと述べている。

さらに、C地方第三者委員会におけるA社に係る申立事案の同僚調査において、別の支社に勤務していたD職の者も、「A社では、昭和37年4月から厚生年金保険に加入した。」旨を証言している上、当時の人事担当者も、「35年当時にA社で厚生年金保険に加入していたのは、B社から

のE職の出向者だけだと思う。D職で転籍になった者は、厚生年金保険には加入していないと思う。」旨の証言をしており、複数の者の被保険者記録とも符合している。

申立人は当初、「A社に入社した。」と述べていたが、調査段階において、「A社ではなく、同社の関連会社であったB社に就職し、その後、A社に異動した。」と主張したため、B社についても調査したが、申立人が同社からA社と一緒に異動したとするE職の同僚3名の姓を挙げているところ、当該E職の同僚3名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の者の氏名が記載されているものの、いずれも昭和37年4月2日より前に同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、B社における被保険者記録は確認できない。

また、申立人が当時の上司であったとして氏名を挙げている支店長は既に死亡していることから、当時の状況を聴取することができないが、この支店長の厚生年金保険被保険者記録は、昭和35年4月1日にB社で被保険者資格を喪失し、同日にA社で同資格を取得しており、申立人の申立期間以前からA社に継続して勤務していたことが確認できることから、申立人が当初就職したのはB社ではなく、A社であったことがうかがえる。

以上の状況を踏まえると、A社の申立期間当時の厚生年金保険の加入手続において、D職とE職では、異なった取扱いがされていたことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 7 日から平成 13 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 2 月に A 社に入社し、C 職を担当していた。平成元年からは、同社の子会社である B 社に異動になったが、業務内容及び勤務場所は変わらず、給料も A 社から支給され、13 年 1 月まで勤務していた。しかし、昭和 63 年 10 月 7 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていない。一緒に B 社で勤務していた同僚は、申立期間に A 社の厚生年金保険の被保険者となっているのに、私が被保険者となっていないのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月に A 社に入社し、平成元年に同社の子会社である B 社に異動になったが、業務内容及び勤務場所は変わらず、給料も A 社から支給され、13 年 1 月まで勤務していたと主張している。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の離職日は、昭和 63 年 10 月 7 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日とほぼ一致している上、複数の同僚は申立人が同社の子会社である B 社に勤務していたことは記憶しているものの、その勤務期間についての供述は曖昧であり、申立人が平成 13 年 1 月 31 日まで勤務していたとする証言は得られなかった。

また、B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が同社で一緒に勤務していたとする 1 名の同僚及び同社の事業主が申立期間当時同社に勤務していたとしている 2 名は、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 13 年 2 月 1 日までの期間において、B 社には 13 名の役員がおり、うち 3 名は A 社の厚生年金保険被保険者と

なっているが、ほかの 10 名は同社の被保険者となっていない。

加えて、A社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、現在の事業主からの回答が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立期間当時のA社の事務担当者は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっている。私は申立人の厚生年金保険の加入等については分からないが、厚生年金保険の加入は本人の希望により加入させる取扱いだったと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から24年6月1日まで
② 昭和43年3月20日から44年1月6日まで

私は、昭和22年5月1日から24年5月末までA事業所に勤務していた。申立期間①当時、共に同事業所で働いていた同僚から、「勤務していた期間は厚生年金保険被保険者期間としての記録がある。」との助言をもらっている。また、43年3月20日から44年1月5日まで、B社で雇用され、正社員の下請としてD業務を行っていた期間も厚生年金保険の記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、共にA事業所に勤務していた同僚の名前や、業務内容について具体的に供述していることから、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、駐留軍従業員については、昭和23年7月厚生年金保険法の一部改正（昭和23年法律第127号）により、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用されるものとして、24年4月1日から同法の適用を受けるものとなり、加入手続が取られることになった。

また、A事業所は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間の大部分において同事業所は適用事業所ではなく、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同事業所が適用事業所になった日以後においても、申立人の氏名等の記録は確認できない。

さらに、申立人は、当該期間当時、共にA事業所で働いていた同僚から、

「勤務していた期間は厚生年金保険被保険者期間としての記録があるとの助言をもらっている。」と述べているが、オンライン記録によると、当該同僚は当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、申立人はB社に雇用され、正社員の下請としてD業務を行っていたと述べているが、雇用保険の加入記録は確認ができない。

また、申立人が記憶する同僚の記録は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない上、当該被保険者名簿から、申立期間②において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、上記複数の同僚から、「申立人について記憶は無いが、B社では正社員は全て厚生年金保険に加入しており、自身の厚生年金保険の記録は、勤務していた期間と同じである。」との供述を得ている。

加えて、B社に照会したところ、「当時の資料は保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出や保険料納付に関しては不明である。」との回答であった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 7 日から平成 5 年 7 月 27 日まで
私は、A社でB職の仕事をしていた。

年金事務所から届いたねんきん定期便の年金加入記録回答票を確認したら、給与は 25 万円から 28 万円もらっていたのに標準報酬月額が低く記録されている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、受け取っていた給与額に比較して、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当時、申立人と同じ職種で同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額であるという事情は見当たらない。

また、申立人と仕事も宿舍も一緒だった同僚は、「標準報酬月額と給与額とに差異があるとは思っていない。」と述べている上、仕事も宿舍も一緒だったほかの同僚は、「当時支給されていた給料額についてはっきり覚えていないが、標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない。」と述べている。

さらに、上記被保険者名簿からも、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は認められない上、オンライン記録を見ても標準報酬月額が遡及して訂正処理された形跡も見られない。

加えて、事業主に照会した結果、当時の資料が無いとしており、申立期

間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 30 日に A 社（現在は、B 社）を退職したが、同年 8 月 31 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている。

また、平成 5 年 2 月 28 日に C 社（現在は、D 社が承継）を退職したが、同年 2 月 27 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成 2 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は平成 2 年 8 月 30 日と記録されているところ、当該離職日の翌日が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、これらの記録は合致している。

また、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成 2 年 8 月 31 日とされ、備考欄には、「平成 2 年 8 月 30 日退職」及び「証返納済」と記載されているほか、「確認通知・平成 2 年 9 月 6 日・E 社会保険事務所長」の押印が確認できる。

さらに、B 社は、上記の被保険者資格喪失確認通知書の記載内容を根拠として、「申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間

において被保険者資格を有する4名の同僚に照会し、2名から回答を得たものの、いずれの者からも申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は、平成5年2月28日までC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のC社における離職日は平成5年2月26日と記録されているところ、当該離職日の翌日が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっており、これらの記録は合致している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において被保険者資格を有する7名の同僚に照会し、2名から回答を得たものの、いずれの者からも申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらにD社は、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保管していないほか、C社の元総務責任者は、「社員が希望する退職日を会社が無断で変更することは無かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 24 日から同年 11 月 7 日まで
② 昭和 62 年 12 月 17 日から 63 年 3 月頃まで

私は、昭和 62 年 7 月 13 日から 63 年 3 月頃まで A 社に勤務していたが、62 年 7 月 24 日から同年 11 月 7 日までの期間及び同年 12 月 17 日から 63 年 3 月頃までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に直接確認したところ、私から申出があったため厚生年金保険に加入しなかったと言われたが、私はそのようなことは言っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の複数の同僚は、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社の当時の経理、総務担当者は、「申立人は取引先の紹介で入社したので入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行ったが、ほかの従業員と同様に 3 か月の試用期間を設けることとなったため、被保険者資格を喪失する手続を行った。厚生年金保険に加入していない時期は、給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と述べている。

また、A 社で、昭和 62 年 3 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入しなかった。」と述べている。

さらに、申立人が記憶する同僚に照会したが、保険料控除についての証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 62 年 7 月 13 日と記録され、同年 7 月 21 日に届出されてお

り、同資格の喪失日は同年7月24日と記録され、同年7月28日に健康保険被保険者証を添付して届出されていることが確認できる。

申立期間②について、A社の複数の同僚は、時期は定かではないが、申立人が同社に勤務していたと述べている。

しかし、A社の当時の経理、総務担当者は、「申立人からの申出があったため特例として申出を受け、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続を行った。厚生年金保険に加入していない時期は、給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と述べている。

また、B厚生年金基金の加入記録は、昭和62年11月7日から同年12月17日までとなっており、オンライン記録と一致する。

さらに、A社の当時の事業主は、「厚生年金保険に加入していない期間は給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」と述べている。

加えて、オンライン記録により、昭和62年12月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出は、同年12月24日に健康保険被保険者証を添付して届出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年頃から 40 年頃まで

夫は、生前、昭和 38 年頃から 40 年頃まで A 社に勤務し、同社を退職後に失業保険を受給したと言っていた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、A 社に勤務していた期間が被保険者となっていない。

当時の写真を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間に A 社における被保険者であった者のうち連絡先が分かり文書照会に回答があった同僚 9 名について、当該同僚が記憶する入社日とオンライン記録での厚生年金保険被保険者の資格取得日と比較したところ、B 職だったとする 3 名は入社日と資格取得日は一致しているが、申立人と同様、C 職だったとする 6 名については、いずれも入社日と資格取得日は一致しておらず、入社日の 2 年ないし 7 年 6 か月後に資格を取得していることが確認できる。

また、上記の C 職だったとする 6 名のうち、複数の者が、「厚生年金保険に加入するまでの期間は正式採用ではなく、準社員となった時から厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、上記の同僚 9 名から、申立人が準社員となったことを確認できる具体的な証言等を得ることはでき

なかった。

さらに、当時の事業主は、「A社は既に廃業しており、当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人の妻も、申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月1日から30年1月1日まで
私は、昭和29年9月1日からA社（現在は、B社）に勤務し、見習期間の3か月を終了した同年12月1日に社員に登用されC職として勤務していたが、同年12月1日から30年1月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在職証明書及び同社が保管する厚生年金保険資格得喪台帳から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記台帳において、申立人が昭和29年12月1日にA社D事業所E員として入社し、30年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記載がある。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は、昭和30年1月1日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、申立人と同じA社D事業所E員の同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日も、入社日の1か月後となっていることが確認できる。

加えて、人事担当者は、「昭和29年、30年当時、何箇月であったかどうかは不明だが、C職は、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

また、複数の同僚が、記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取

得日が違っていると証言していることから、A社においては、厚生年金保険の加入手続において、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 7 月から 52 年 11 月まで A 社に在籍し、主に B 社（現在は、C 社）に派遣され D 業務に従事していた。申立期間については、A 社から「E 職を手伝ってほしい。」と言われ、B 社以外の事業所の現場で勤務していた期間であると思う。申立期間中も A 社から給与の支払を受けていたにもかかわらず、年金記録が欠落していることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人は申立期間に A 社に在籍し、B 社以外の事業所に係る現場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の同僚は、「私は、申立期間当時、ほかの事業所の現場に行くよう指示された。」と供述しているため、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人と同様に昭和 50 年 12 月 1 日に同社に係る被保険者資格を喪失し、51 年 3 月 1 日に同社に係る被保険者資格を再度取得した者が複数いることが確認できる上、これらの同僚に照会しても、申立人及び同僚自身の保険料控除に係る証言は得られなかった。

また、申立人は、申立期間当時、A 社から派遣されていた事業所の名称等について覚えておらず、厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、A 社は既に事業を廃止し、昭和 53 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、申立人の

申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 3 月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、同年 3 月 21 日が資格喪失日となっている。同年 3 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 3 月末日付けをもってA社を退職したと主張しているが、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における離職日は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日の同年 3 月 20 日と記録されており、両者の記録は一致していることが確認できる。また、同僚に照会したものの、申立人が平成 9 年 3 月末日までA社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、申立人が所持する平成 9 年 3 月分の給与明細書において、1 か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるものの、事業主は、厚生年金保険料は翌月控除としていたと回答している上、申立人が所持するそのほかの月の給与明細書及び源泉徴収票からも翌月控除であると推認できることから、当該同年 3 月分給与明細書に記載されている厚生年金保険料は同年 2 月の厚生年金保険料であり、申立期間の厚生年金保険料であったとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。